

こんな事故が

飲酒運転で 同乗者を死亡させてしまった

●事故の概要

A子さんは、スナックで出会ったB男さんとすっかり意気投合し、2人とも飲酒状態にもかかわらず、スナックを出た後、A子さんの運転で、ドライブにでかけました。

A子さんは、ハンドル操作を誤り、コンクリート擁壁に衝突する事故を起こしてしまいました。

2人ともシートベルトをしておらず、この事故でB男さんは死亡し、A子さんは重傷を負いました。

B男さんには、妻と幼い子どもがおり、B男さんの遺族からA子さんは多額の補償を求められました。

●事故の原因

飲酒運転をしなければ、防げた事故です。

また、B男さんも飲酒の事実を知っていたのに運転を止めませんでした。

また、2人ともシートベルトをしていなかったことが被害を大きくしました。

●この事故から学ぶこと

飲酒すると運転操作が不安定となるうえ、気が大きくなり、シートベルトをしなかったり、スピードを出し過ぎる傾向があります。

また、飲酒運転で自損事故を起こした場合、運転者本人の治療費等は自動車保険から支払われません。

被害者であるB男さんも、飲酒の事実を知って同乗したことにより、支払い額から一定の減額がされます。

この事故にかかわらず、遺族から請求される補償額に、自動車保険から支払われる額が満たない場合もあり、双方とも交渉に多くの時間や労力が必要になります。